

平成 27 年度横浜市家計相談支援事業業務委託 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名 平成 27 年度横浜市家計相談支援事業業務委託

2 履行期限 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

3 履行場所 各区が指定する各区庁舎内面接スペース、及び関係機関先や利用者宅等

4 業務目的

平成 27 年度から施行される「生活困窮者自立支援法（以下「法」という）」における、任意事業のひとつとして「家計相談支援事業」が位置づけられています。

法の対象となる生活困窮者の多くは、家計に関わる課題を抱えており、就労支援などの収入の拡大に向けた支援だけではなく、家計収支の管理や公租公課等の減免申請等の支援の必要性が極めて高くなっています。そのために、家計収支の改善や税金、家賃等の滞納の解消、給付や減免制度の利用、債務整理等の支援等を行います。

また、家計相談支援事業は相談者とともに、家計の状況や課題を明らかにし、相談者自らが家計を管理しようとする意欲を高めていくことで、再び生活困窮状態になることを防ぐ効果も期待されています。家計管理支援を中心とした専門的な支援を行うため、民間法人等に業務を委託します。

5 業務内容

(1) 支援対象者

法に基づく本市の自立相談支援事業の対象者の内、家計収支のバランスが崩れ、あるいは多重・過剰債務等の整理を課題としており、家計収支の改善や家計を管理する能力を高める支援を受けることが必要な者

(2) 事業の実施体制

家計相談支援員を各区担当制とし、各区からの求めに応じ、家計の視点からの助言・支援を継続的に行います。家計相談支援員はファイナンシャルプランナー等の有資格者や家計管理に精通する者となります。

(3) 支援の内容

支援対象者の課題に応じた家計支援計画を策定し、以下の支援を行います。必要に応じ、具体的な手続き支援・同行支援も実施します。

ア 家計管理に関する支援（家計表等の作成支援、出納管理の支援）

イ 滞納（公租公課、家賃、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

ウ 債務整理に関する支援

エ 貸し付けのあっせん、または紹介